

古河志

下
上

特 別

リ 5

15773

5

15
15773
5



古河志卷之下 乾

藤浪氏藏

下野國都賀郡小山莊

一 下野國 倭名鈔之毛豆分乃久仁 職原抄大國とあり 諸國名義考畧 旧名義毛野ヌなり

國造奉祀小菰波ミカド言津ミカド御事也元毛野國分モトノケヌノクニワケニ為上下ウヘノタテなり

了ハナハ上毛野下毛野なりと云字定ハナハなり時毛字ハナハなり

毛ハナハ野ハナハ名ハナハなりと云字定ハナハなり時毛字ハナハなり

毛ハナハ野ハナハ名ハナハなりと云字定ハナハなり時毛字ハナハなり

生ハナハ為ハナハ毛ハナハ也ハナハなりと云字定ハナハなり時毛字ハナハなり

也畧ハナハ或書引風土記上毛野下毛野者兩國中間有

二野曰佐野笠懸野其野中有一河號渡瀬ハナハ又有川

日佐野中川、以渡瀬、為兩國境、川西曰上毛野、東曰下毛野、川東為下川、西為上、古今例也。下

都賀郡 和名抄延喜式共ニトカノ郡トイヘリ
今俗ニハツカノ郡ト云万葉集ニ不見

野木宿 南と市野木といひ北と市野木と云
日光寺妻羽等の所

古城跡 澤沼の西を所余居りてより、東南に平比りて漸く
せり、石方極りて山と成り、城郭の基跡、古人の口碑、おぼ
ゆりく、い川の頂築て誰に傳へし、つたひ、廢せし、おぼ
都て所、おぼゆり、我云、初築、い小山の一族の内、くもい、えり、と
らや、地おぼ、く、關東八別城、古の遺、と云、一枚に摺り、おぼ
ふ、の、おぼ、野、別、野、木、城、の、野、木、お、野、時、基、と、おぼ、い、お、り、く、お、

の世屋の

武家評林 友原文田 秋友
等の系図に

基親 堀川院瀧口
基貞 住武藏國野木齊藤左門大夫貞永元年
九月十八日卒九十二歳

賢嚴 白山平泉
長史
時基 野木五郎
左工門尉
重基 押垂十郎

時貞 野木三郎

一 東鑑ニ云治養五年閏二月己巳、中志太先生義廣
到、千小山小四郎朝政之館之邊、先之朝政出本宅、
令引、竈、千野木宮、義廣到、千彼宮前之時、朝政廻計、
議、而人、昇、登々呂木、澤地獄谷等之梢、令造時之聲、
中義廣、聆引退、張陣於野木宮之坤方、云々、今文載、詳我
志登々呂木

澤今ハ知る者ナシ一昨本宿の北松原新田ノノ所ノ事ナリ耕北乃名
今ハ知ラズ又今ノ事ナリ耕北乃名
今ハ知ラズ又今ノ事ナリ耕北乃名
今ハ知ラズ又今ノ事ナリ耕北乃名

正一位野木大明神社 延喜式外記云云同金
室月記の古所社云

神主

海老沼市心

卜林家武人

別當新義寺云云 石河橋所
徳昌寺云

善徳山自性院

満願寺

妙寺什物法記録先任者盛潤（通）と後者盛代意盛

賊ノ奪ハシテ云々云々云々
よりよりよりよりよりより

社記畧

正殿 菟道稚郎子尊大神 ウケノワカイラツコノミコト

左殿 オキナカヲラシヒメノ 氣長足姫尊 ミナモトノミコト

右殿 タコリヒメノ 田心姫尊 タコリヒメノ

所接

一本地堂 之畧

一辨天社 是古之齊殿也

一 桑松 元祿十二年 依大風倒 往還東側

一 美可久志塚 鳥居向往還之東 勸請稻井河

一 別所 康曆年中本宮四祿之時大神 奉移此所今成富

一 臺手宮 去本宮八町計 上古鎮座之地

一 注連引 去本宮東八町今在館驛之中北条家園東征伐共火本宮四祿之時大神遷幸此所是所謂中古三野輪地也今曰注連引耳

一 神馬塚 去本宮北在十餘町建仁中鎌倉將軍家ヨリ進獻之馬後收此所

一 祭禮

二月二十二日 神樂 日湯 神事修行有古實

七月三日四日 九月九日 奉供從別當獻之

同廿九日 奉供從神主獻之

十月下子日子日 十月之御出ト云

十月上旬日子日 御歸ト云

中子日子日 戌刻神事

十二月大祓

常陸國太守從四位源少將佐竹義昭

從軍將

伴磯龍軒大江貞元誌

一 神主覺書云二月廿二日春渡りの神事トウキの神事

云坂上田村九より始るトウキハ修多よ新後祥なり

より成上已楓軒前云トウキハ思ひくハ討鬼カ田村九

乃東城と討一事と云は是を面おも事之故也仙の事
日本後記絶る事い恒ある記載あり一振振夫い今乃世
少しも長く愈まぬにや以況將軍の領に相更けん
然る成成功成とくく一傳くく故あると疑あり
——に須古海を考つるより時難知なり大軍を以て
攻めり一事と記せりされい振振夫にやふ事——と云
ある——此の書にふくぬ事とある人によりて却けり
云々——と云——其事難くあるにやふ事——と云
利如く云い
くゆき云い

一 又云寒川郡七ヶ村之内歳節りよ以新編神酒並赤版

等年、一度元輪者ふ事之系之神を自十七日志大濃
秋而十八日相する別福歩内殿而用神戸酒掃畢事納
幣献神酒祝云中十九日午刻寒川郡延高者村初穂
く神供并初年神酒献く

一 又云菟道稚郎子尊八人皇十六代應神天皇太子下
野國造祝祭磯城奈利別命此命ハ宗神天皇第一
皇子豊城入彦命四世君也祝祭下野奥境明神

一 末社七ヶ所

十一月歸社中ノ子炊午ノ日火渡ノ神夏前夜尔
春渡之神事如下ウキノ神事

一 別卷

野木宮由來

笠懸野邑君記曰夫元乃毛乃國下毛笠懸野毛乃
 太神者中菟道稚郎子尊乃神魂奈利古国造磯城奈
 良別君此國仁行在志給比國風乃形勢乎看行給
 而手上古乃邑君我圖立啓久野毛邑乃高岡仁殿屋
 造作互淹栖居座給布時日日乃曉仁靈告乃靈
 約利在波奈良別君仰天神盟于約而後奏天菟道
 乃聖廟手遷移志奉利皇太子尊乃神魂手以互野
 毛邑乃高岡仁奉齊祭中雨後坂上田村九東征乃

時當宮仁詣而伏夷ミナ乃宿禱手為須時仁大神笠懸

老父川洲乃比佐雄我少童仁託利給比神威乃神

誨惠在互田村麻呂畏驚而親奉幣志誓天假仁草

結互神約于盟天既仁東江向天鎮夷乃功乎成

是全久大神乃神業乃驗奈事乎察知互再度靈祠

瑞木森仁造營互子乃月子乃日乎以互奉齊祭

中大同中巡客乃聖者空海尊者上毛乃佐野手出

詣來日尚志日護持乃寶鏡手奉互下

祝野毛右近大夫種熙

一 別卷 摘要

文治初春二月下野國寒川郡以租稻二萬七千束
絶布五百段為祭礼供菜之料中後小山朝政懸内
之田地以八十町寄附下野國日光田并網戸鄉朝政
力時

種熙四世孫祝兵衛
大夫熙音也

建仁三年癸亥冬將軍家神馬獻下

一 冬乃系祀或曰神體并神輿もりて大なる幣帛を奉還
大神神主齋負之馬に乗る事く申家及小寺路之妙村乃
神馬の佐作の者よりかたりて出た神の毎度修験者
を人給と振りて冬立に相出たの最も所社の所も修験者
皆く修験者して洗あり出た夕七時以下生井村渡り

挑灯戎司の中

妙村渡り
挑灯と渡す

を奉る家内郡迫間田村諸神社

内に幣戎安延一あり

翌日夕方
と安延

因郡を門村中里村諸村

小袋村并各村の河原村と一和りて了りて河原村より

おはよりと河原村より一和りて了りて河原村より

河原村より一和りて了りて河原村より

河原村より一和りて了りて河原村より

河原村より一和りて了りて河原村より

河原村より一和りて了りて河原村より

河原村より一和りて了りて河原村より

河原村より一和りて了りて河原村より

一目消ちて周都成り少時神事ありて又見成物く
悉く大成かゝるまゝなり清涼なる七日の百すゑなり神
事ありて後中教へるなり

一 菟道稚郎子尊

許我志ふハ日也史と
此より今も名を

古事品陀和氣命記 畧曰此天皇娶品陀真若王之
女三柱女王一名高木入日賣命次中日賣命次
日賣命故高木之入日賣之御子畧次大山守命云
中日賣命之御子畧次大雀命云又娶丸迹之比布
禮能意富美之女名宮主矢河枝比賣生御子宇道
能和紀郎子畧中於是天王問大山守命與大雀命詔

汝等者孰愛兄子與弟子爾大山守命自愛兄子次
大雀命知天皇所問賜之大御情而白兄子者既成
人是無悞弟子者未成人是愛爾天皇詔佐邪岐阿
藝之言如我所思即詔別者大山守命為山海之政
大雀命執食國之政以白賜宇遲能和紀郎子所知
天津日繼也故大雀命者勿違天皇之命畧中故天皇
崩之後大雀命者從天皇之命以天下讓宇遲能和
紀郎子於是大山守命者違天皇之命猶欲獲天下
有殺其弟皇子之情竊設兵將攻爾大雀命聞其兄
備兵即遣使者令告宇遲能和紀郎子故聞驚以兵

伏河邊亦其山之上張絕垣立帷幕詐以舍人為王
露坐吳床百官恭敬往來之狀既如王子之坐所而
更為其兄王渡河之時具飾舩楫者春佐耶葛之根
取其汁滑而塗其舩中之簣擣設蹈應仆而其王子
者服布衣禪既為賤人之形執楫於是其兄王隱伏
兵士衣中服鎧到於川邊將乘舩時望其嚴饒之處
以為弟王座其吳床都不知執楫而立舩即問其執
楫者曰傳聞茲山有忿怒大猪吾欲取其猪若獲其
猪乎爾執楫者答曰不能也亦問曰何由答曰時々
也往々也雖為取而不得是以白不能也渡到河中

之時令傾其舩墮入水中爾乃浮出隨水流下則流
歌曰云於是大雀命與宇遲能知紀郎子二柱各讓
天下之間海人貢大贄爾兄辭令貢於弟弟辭令貢
於兄相讓之間既經多日如此相讓非一二時故海
人既疲往還而泣也云然宇遲和紀郎子者早崩故
大雀命治天下也

下日本紀世文と大同少異
畧多終るゝ如く

一 氣長旦姬尊 神功皇后の御事（主傳と主物く

一 譽田別尊 為神天皇の御事（主傳と主物く

一 田心姫 湍津姫 市杵嶋姫

日本書記神代卷曰畧於是天照太神乃索取素戔

鳴尊十握劍步折為三段濯於天真井齧然咀嚼而
吹棄氣噴之狹霧所生神號曰田心姬次湍津姬次
市杵姫凡三女矣

一 古事記傳系圖

建速須佐之男命

多紀利毘賣命

市杵嶋毘賣命

多岐都毘賣命

亦名奥津寫比賣命

坐胸形之奥津宮

亦名狹依比賣命

坐胸形之中津宮

坐胸形之邊津宮

右三柱者與天照大神誓坐時所生坐神也

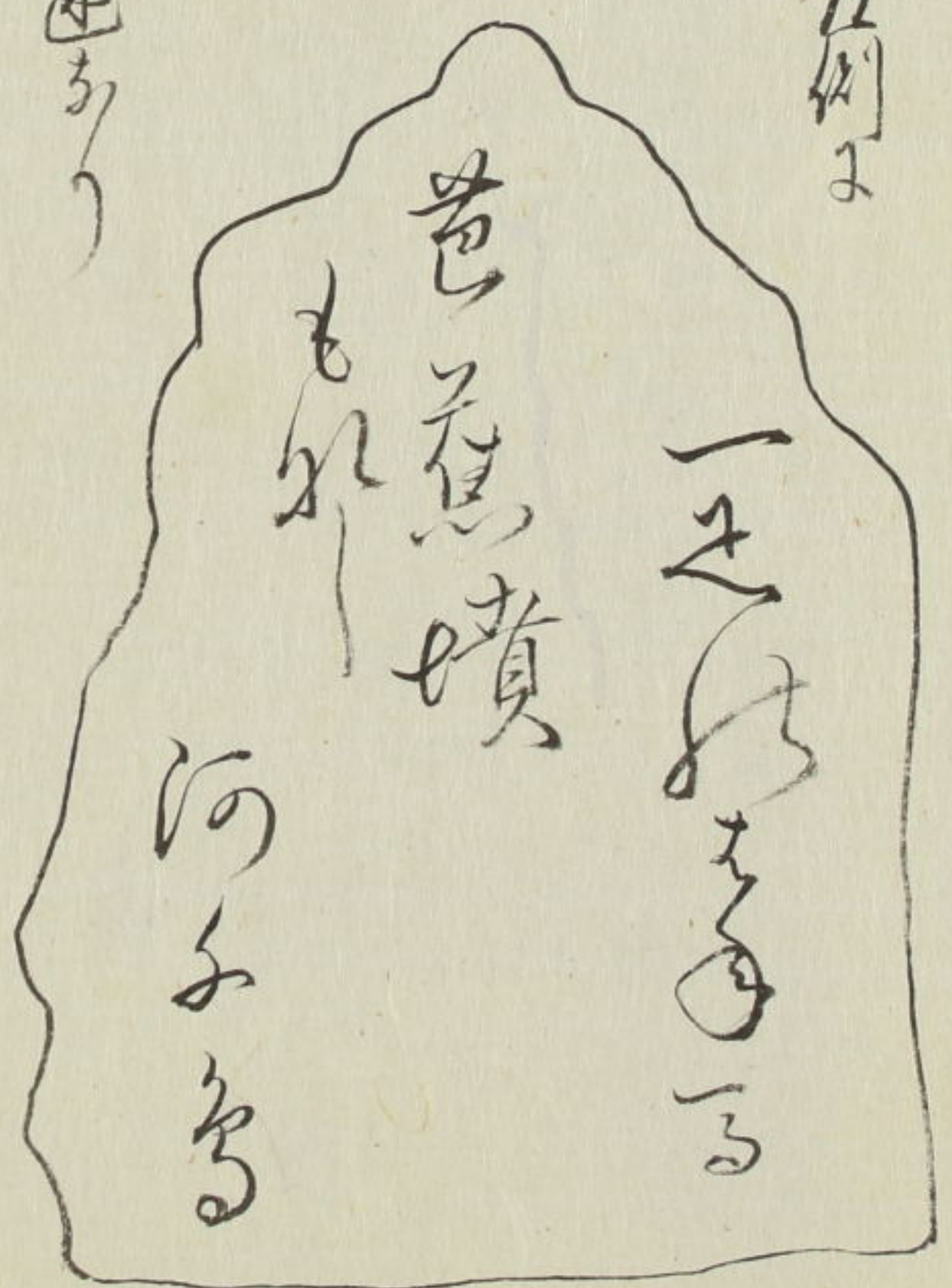
一 許我志曰一說阿呼彌次郎義昭十ル者ヲ祭レリ

ト何ツレノ時ニカ義昭京都ニテ戰破レ遁テ此
所ニ至リ死ス後ニ種々ノ靈アリシニ依テ崇メ
テ神トス此合戰ノ時豎豆圃ニテ眼ヲ突テヨリ
敗軍セリ故ニ今坎氏子トモ絶テ豎豆ヲハマス
ト余亦嘗テ少く同玉露宮の渡良瀬川の爲メ
所神あり神も義昭の敵と義昭の味方と
あるありに渡良瀬と多岐のあり老氏等も
頼と向の爲メ投渡し其をたよりに物取渡り
のひたり進人オツテ海へんをせしむる勢
渡りつゝ夢にその身をたどり渡り果つる

とも我昭る方ちてさるせんもねーとてちんち
 ーいあてせ膝きりきりーとすねちせんとさる
 神とある免糸りりりて友を宿ちていふ

此碑二の多居の外左側は
 多てり

鈴木美濃と母の
 能満りとのあてり
 このまてりて為柳舎
 ま原といふてりてあてり



日光道中間の扁
 松原新田村
 友江村の新田

一 二位高良大明神社 一字

別當国金友江村

新我主云宗 江戸左様
 遷移後未

地蔵山寺を院に輪坊

法音寺

高良大明神の武内宿禰の神祝と家系とていふて村を江の
 村の八幡宮とていふて武内とていふてりていふてりて
 此の文政のまてりて吉田家とていふてりていふてりて
 一 二位高良大明神社 一字

二位とあり——ふひうとく或云高良山に筑後宮あり而
城下より山武里にをり——樹木森々ありふなりと

一 日本史一百八卷武内宿禰傳曰仁德天皇五十
五年薨帝王編年紀為七十八年薨今從水鏡公卿補任武内歷仕景行成務仲哀

應神仁德五朝在官二百四十四年不詳其年壽補任

水鏡○補任曰二百九十五歲又曰不詳沒年水鏡曰二百八十歲石清水社司系譜曰
三百六十歲曰二百五十五其餘衆說紛紜五雜俎引日本記曰武内年三百七歲然日本記
實不書武内薨年謝肇淛所見或別是一書也今無所考立祠因幡祀之宇倍宮也高良日録記以武内為高
良明神今從諸神記說見神社志及建應神宮以武内配食

一 石清水別當澄清云上高良武内也祠在迴廊乾傍
中神社考曰高良明神者武内宿禰之靈也下部

兼隆抄曰上仁德天皇五十年薨給御年三百六十

二 歲因幡國上宮山中衣冠ヲ入給謠曲拾葉抄摘要

一 九別記卷拾五云筑後國高良山ハ玉岳命鎮座之
地也此玉岳命ト申ハ物部膽咋連ト申テ神功皇
后ノ御宇ニ武内大臣ト相並テ朝廷ヲ補佐シ殊
二三韓退治ノ御時勲功許多ナリシトカヤ因テ
八幡大神住吉大明神ト相殿ニ祝ヒ奉リ物部氏
ノ祖神ト仰キ奉リ下

如新外記云ハ周列マツル雲霞うつ——つらやふ様

一 友治村ありハ幡宮と異別仁成の神社我の幼時よりと

傳承の... 池文... 神... 地法...

赤塚村

妙門の昔者相馬將つの暫存降き... 字... 号... 赤塚中根... 中根...

新義
志云宗...

帝真山清水寺
清淨院

耕地... 耕... 今... 安...

世... 枕字... の... の... も...

右傍勢至
正面阿彌陀
左傍觀音



いふも年々増つる古代の物とる

世墳馬所所塚の名あるのふく外は傳ある一或は將門
と陣の程一族の内流を一人或は蘇もるなりとる

一 爲偏より左浦より号して山林あり元祿の頃松平伊豆候
古の城とあり移ひ一時別所あり一移あり古は江馬と
り者ありと先世村長なりある時に世墳と新築と置せ
移ひ一時にありて江馬清といひ一の功ありとあり
然して程もかく伊豆候傳移りて二別の吉田といつてせ
移りおけは左園と移り江馬清は移りあり山林と田畑
とす長谷門と自らよりいふ別所ありあるは左門なり

棟札よりとる所の伝理然り一殿より移り移りて去る
の丙午酉年の時長谷といふとる

一 世江馬清左浦内より左界塚とる大塚あり右界我馬清
水場ふも左界塚とる大塚あり十間口ありとる一塚に福前我

馬清といふ所も世江馬清といふとる堂前建よりすといふ
ありとる並ひて二つありかき塚とる水場ふも伊豆とる
塚といふも江馬清といふ人の地内は二つとも江馬清といふ
所所塚といふよりいふあり

佐川野村

澤田吉宗

重政
如本姓吉宗

法得寺

サレねの事古河
家形寺の事より

一性依房ハ祖師截後流罪而教々を屏棄を以て關東を勅めむ
として常陸下總上野上野の如く之の如くして上野板倉村の
大圓寺に滞留するに板倉沼の裡に或る所ありて像を今も
世に少くは流傳とてなり祖師自化の像也其の如きを
江戸淺草報恩寺より來てて今も首身とて送る禪と
て其の像を首と振てて今も別今の祖師の像とて今も關東
勅化して祖師ゆきの村衆根と流ひて今も祖師の如く

或云三絶の
海院八建保
二年性徳房
裁後とある
得たりと一説

汝ハ奚事ニ在ル我法と云ふよりて戻一玉も性伝房
 少々を移し平日うつゝ有るに腰と之候つき乃
 阿波陀の像と出——是と無きによう 関東（瑞王）勢に
 いふれきる左様く之へ戻り性川師村へ持帰り安量に所是
 今の之候の阿波陀あり年経くもまたと社師言ふ年相とて
 せあり今又及ぶも人として上京より道素名渡船あり
 親常事人病切なりと少少とりは終くと云ふ——より
 當年九拾五九死にせり——ちと云ふ終に終るなりつるに
 速く又ゆり奚事あると云ふ佛とすらふなりは世も古なり
 ありといふわづらふ事ありとて所時にわづらふとて
 恒福 是云

恒情
是也

一 鐘樓鐘銘畧

聖德太子於日本猶如釋迦於天竺周孔於震且所以雖去其世千餘歲之下在々所々立廟堂奉讚不忘如一日粵下野別太子堂法得寺者性空法師普濟上入之中興而澶タニ空皈依師也代々法脉流傳啓發大衆鯨鐘中絕無干今矣夫禪教津院法器之制莫先於鐘故建寺安衆不論大小聲必先備焉也林中繫華鐘菩薩聞當集諸欲聞法人聞此妙音盡當雲集云々畧

元祿十六 癸未十一月一日 賢成普門信通

當山中興開山惟信法師普濟上人二世澶タニ空上人三世信海上人四世惟順上人五世順岡上人六世澶水上人七世慈岡上人八世信了上人九世廊信上人十世空山上人十一世宗順上人十二世性伯上人十三世正玄上人十四世淨信上人十五世可叶上人十六世教順法師十七世傳燈上人十八世淳識上人十九世教運上人

野渡村 已下屬中郷

曹洞禪宗 武別成田 弘圖寺

西光山

滿福寺

左の臨源流より寺の字の地より城
幸月
 移りて寺の地より城の字の地より
知
 寺の地より城の字の地より
知
 寺の地より城の字の地より
知

のり

表書
一 堀田筑前殿
臣之良友余公書并扣

和光山満福寺初開を今代より下化を鎌倉より覺て未
 寺の別を多し流系多しあり一々中古より元年改め曹洞系
 和光^{シライ}百七拾七年より今時代法を宗山ハ山王山東昌寺二代能
 山和光より乱れ其後展轉中絶後法を開山龍淵寺十代代
 大和和尚也

大哉和尚也

一 箕山公爲氏公五代 中 成氏父子在箕山能山和尚 均修 成
溪中地也曹洞宗之改氏公 均修 建立寺人法幢存刻爲
寺料野渡矣下宮支以 均修 畢公

東照於現様所入國の時代南寺先任秀碩生まふ所なり
於現様所子習ふ所様共教公節目ありて秀作降より

還河より乙女河原より川原より下り、龍公御高寺山下より西河原庄に於て出向ふ。酒宴と懐中、是より公は第一拍子に、益々穢穢能く四活し、降りて、高寺河原連約、中流より、又、古代河原より、小の河原より、十二ヶ寺より、某路に、公書出され、

一 泚書出爲武拾石主何索後帝爲殿而卒目也

中興寺城
 久安
 三月
 出所
 事
 隆

抄外之石より重平公膳を更代お書料なり

大猷院様御判形を先年於江戸板宿を盗賊給ふに

天和二年九月十日

酒福子
 原源 立判

一 公儀御代替り、夜毎よりお書付し内書被

於此中お書付被る建書し茶碗よりのお茶を茶入

にお願仕し今付物なるに

右におおね見らるる應ふに



天目
 寸四シタワシサ
 全覆輪玉縁サシ



茶壺
 寸二
 北野サシワタシ
 四寸五分



御茶入 栗色クシリ
 高サ二寸六分程
 四寸
 一
 寸
 五分



蓋
 象牙
 金
 サシワタシ一寸九分

一 永享二年附より乾亨院殿より寺去る年相定野原

卜宮より奉寄附畢とありある古文書に付物より

現任隆芳和尚より

一 河内郡 堀内町の 三ツ子に在りて 瀬田藩 藩政より

寺よりお願仕し今付物なるに

るに乾亨院殿よりあるに 永享二年に成田新洲寺に

尊氏公五代ノ孫持氏公永享十三年二月十日相

刈鎌倉ニ在テ生害法名長春院殿楊山道抑居士

卜号ス其子息成氏公鎌倉ヨリ下総列古河ニ居

城ス中明應六年逝ス法名乾亨院殿久山道昌大

居士卜号ス當寺末寺野刈野渡邑滿福寺ノ開基也御廟今ニ彼寺ニアリ并華下ノ兼我ノ廟アリ今ニ大樹ヲ栽ス云

一連歌師兼栽之墳櫻一株白梅と云
樹卜碑

文化六年己巳之春同忘相當
西定寺住持の建つ所也

耕閑軒法橋兼栽公羽墳

永昌七庚午六月六日卒

花影りて名のみ

孫がや墳橋

許我志曰本朝遼史曰兼栽者関東人其姓平氏其

先出自三浦从自桓武天皇至其父式部少輔盛實二十四世兼栽從壯年精連歌凡風花雪月江山雲烟之景皆以遣興王候達官爭迎以為遨頭慈照院源義政授宗匠後土御門天皇御製之連歌兼栽奉敕進批點者數矣以耕閑為其軒號禪僧周麟為之記兼栽往來于京師于関東曾結草庵于奥州之岩城而居一日卦相換國湯本贈尺牘并和歌于宗長宗長是宗祇之弟子而連歌為業也贊曰連歌之於和歌猶如聯勺之於律詩也本朝上世以來久有之而嗜為者不絶兼栽專業之者也值其吟哦而鍛鍊

安排殊無他想以是閑也播藻言之苗于硯田以耕也宗祇亦其同時之先輩也凡有一技一能者皆到京師當時風塵之驚故避輦下而或歸本土或散四方者蓋夥矣兼裁幽棲于岩城亦是也抑古今集之傳授和歌之輩以為極至當時法印亮孝傳之亮惠而兼裁受于亮惠而以授兼純是兼裁之從弟也

一 又曰坂田成之筆記云兼載法橋之弟別格高代よきと一人を主父と格高代武能少補成実とせむひる氏と平氏とて浦女より此とす世にありと思とせり若かりし時よりおのゝをたすむといひかゝるべき實りや武士の家と出くす

方に世控へたり彼はよき成りてさうに法の橋もあるさねと渡りや後文見ゆ事と常の業とそ應仁文昭の頃かゝる珠玉菴家祇元つとて筑波の道より成る免佐保川の水のさうひあに交り成結ひるより名をさすといく亮葉下年世二集家祇のり集ありのあゝとて流あゝとて是をすといふのちひよりあゝとてやゝとてさるゆりて成つひどゝよきなりとてさうとて成みはる集とて國の廣と名分する集あり祇とあつひとて山野玄門の別あふとて一時的の事とて訓あり

きふとてかゝるあゝとてのさうとて

大猷院河洲から通う所狭く、ふかくの四方宝樹院殿と
す。御方にける義忠元年、通う所狭く、ふかくの四方宝樹院殿と
伊香保の湯よりみまうへて、只見浮ぶ少跡、口伝よりふ
海つらうへた心な屋み目師に、おのせ移ひて二月のま
うせおの心な屋み目師に、おのせ移ひて二月のま
堂のうらうまおの心な屋み目師に、おのせ移ひて二月のま
めらうの淨法玄おの心な屋み目師に、おのせ移ひて二月のま

本多大隅守正純家来

寛永年中人

青木善兵衛

法名淨心院殿秋月善性大禪定門

青木三太郎

性参
増山氏娘仙光院ヲ娶ル

姉

高家品川式部大補高知室

二女

贈二位寶樹院殿花誠天栄大姉 於らく極
大將軍家細公御母

三男

從五位下

増山彈正少弼正利

始テ増山下改母方ノ氏也
参列西尾城主二万石小字青木舟之助

四男

那須遠江守資祿

野別那須馬山城主二万石
小字青木友之助

右四人高嶋村ニテ御出生

仙光院殿御子

五男

男子 平野丹波守長政

三千石大和国俵本
從五位下

六女

女子 毛利刑部少輔元知室

一万石
今六万石

青木仁左門

淡路

先年古河城主主井大炊頭殿ヨリ五人扶持被下
諸役御免ニテ百姓

一男青木七左門

増山彈正殿ヨリ三百石被下
家光相勤

二男青木長左工門

高嶋村諸役御免
ニテ百姓

青木長左工門

青木長左衛門

青木七郎左門

上高嶋村百姓

而姓

友右衛門

青木苗子

是れ青木家の裔なり今ハ血胤絶たせたる家名の事なり
勢別長崎の城に候より三人扶持候より例年年初まら
麻下よりある刀帯一巻もなき事なり
年賀の儀よりあること云

一

中ノ月一室を宛てず不託の系譜

鶴牧茂右工門

本多大隅守正純家来
高嶋村之人

姉

崇心院

二女

栗山傳左門妻

三女

高覺院殿

右御三人高嶋村御出生

姉

小屋武左工門妻

二女

五之御丸

今三之御丸殿
御若名おとん様

徳松君様
鶴姫君様
之御袋様

元文二年御年八拾余ニテ御逝去被遊候由及義申候隨心院様ト
申奉ルヨシ慥ニ及承申候但瑞春院様ノ御事カ分明ニ相知レ不申候

三女

白須方兵衛妻

小石川御新造様江申レ三千石
後ニ光政院様ノ御事

別當

新義玄宗 下る落村
室家未
徳心山

光明寺

社造管屋瓦城より志皆小山家二巴の返所と今於
用石名居相より祿辛未の年より進願之朝念二良
戸田主家より彫り世安といひ相も人にも能く知るもの
なり

社主六神心豊後より百姓より神より寺名後後嗣子
常事のより世徳社職のより徳徳なる今に徳なり
と云

一惣大権現由来

朱雀院御宇の承平二年壬辰秋平将門謀叛成金其
沙汰帝都に遷し敵意安し其主領在原秀郷武
勇の美言より天下ある速に是れ謀叛成るに能く將と
撰せられ隆延將の秀実の働より人々の及所より其
偏に神助の如く謀叛成清い人と思ふに宣令成知らん
ことあり大已貴命に祈りて一宇成建之し一徳とを
すに果して天変二年庚子法皇成就し將つる徳を
天下泰平に成り平承一より以来小山家中家末
清康之代の如くして惣大権現と宗家よりある由

古老の傳也中後小山城之府位濃も殿より状より之の
惣社宗敬殿千代に奉仕候事宜免陳より又宜徳を
よ同城之府下野も殿より古川も同之給貴文書を状
并海幹より奉附判形より外生約材内迄同く内
より附候小好也候より有り右惣社惣古の孫氏有
之由人より唱候より中古係より今ある由度
古より大徳より及ひ之府の内より惣社惣古の孫氏有
之由人より唱候より中古係より今ある由度

宝永六年
己丑三月十九日

現別当
寺の意

一不苑古文書之内称左の載候

堅紙

中泉庄総大権現者為三
庄総社宗敬異于他
上者細々飛脚臨時課
役以下所見陳也向後
可被知存其方々状如件
正長二年九月八日前信濃守

當社別當

裏白州紙

大河清郷々
田沼西々事
如あしる家
水奇進作
有子他い
海々

青月女政轉感

上二周

いこまのらん地
まつ代ちまやう
アそ海し
有常政既
そう大別當

惣大別當坊

東水代村 又棲本宿と云

水戸より中山道へり馬次より棲本宿と云り古の宿
世尺よりく道の中央にまゝ文程の浅家流をて清洲
なり左右の河ははるまの杜君のもはる間水 あり葉
のひふくは葉くくま親なり

一
水篠より村の堰に古の棲の葉ありくく今もそま
いさうあせりくま内城堤の方より一丈七尺もあつて
古篠二株くくり葉葉一時世もあつて名がくく
口解あり

一 古城跡 榎本城と云

小側町屋裏軒代と云今又墮臺の形跡あり然るに東山の
の方いふより村入と山林とあり

新伝云今川氏名を又武州榎本城と云松原義満が意中とあり大野別
格の事一上徳武別と云此名ありと云り是と云く甲斐と云く
と松の事
傳りてと

一 楓軒翁と烈祖成績日天正十八年五月結城晴朝
將兵攻下野小山上野榎本二城拔之

松栄
記事 秀按スル

二 松栄記事二上野トスルハ下野ノ訛十ルヘシ

一 此城初築ハ永祿元年戊午に小山の族を遷す之後同金吾國
よりあり攻め落城と云信より傳り

小山永祿と云ふの二三種
関一と云ふは永祿の年

見ると只生駒氏の居たより云々一傳り
とあるは永祿元年宮榎本吉勝より官名あり
一 佐野記 佐野記別本度以軍記 田原氏の城に佐野渡榎本城と云

左隔ちある一宗徳佐野と水戸の城に佐野義宣の郷下と云
の語一々山田原氏の旗ト云る宗徳父と云るもの
由一々古城と云ふもの一々内陸と云く遠代の傳あり
富士原に佐野と云る所の佐野渡と云ふ如く山と云ふ所
右將と云ふより別の荒侍と云ふ人思ひかけし和乃ハ時
榎本と云ふは押さる難攻のありと云ふれは城中に入り難く
と云ふ内和野と云ふは佐野と云ふの事と見ゆけり
たふに依り城中より成車と云戦うに為す所たふしと云人

あり討死 里老 万暦二年十八年とを孫少羽が在城
 武州八幡よりあり討死 大甲寺 恒持活 楓軒翁云古今城之沿革を
 十の相換少田原の條より條氏輝公より移す城をとい
 是のとき友成羽衣の氏輝の城代なりと記ある正十八年より
 本多氏後よりなりと又長二年と十八年と間を又長二年
 より大隅を城と成りより石加増ありと今より三万石
 なり寛永八年未二月より大隅を遊まると母年在城
 慶安元年より十月廢城一繩入るとして史料所にも岩槻松花
 より未定 万暦十八年よりあり 新伝説の考あり

曹洞禪宗 岩槻松花武蔵郡 関町松林寺より

太平山

大甲寺

永享年中小山家の家墓といひ傳へても大甲よりあり
 法龍塚に亡きと伝へて傳へるなりと今も此處に所
 附あり 恒持 小山の法龍寺同小山田村大甲寺 公府よりい富田年 ち色園よりい
 前より内儀法持して建てるなり 村長 妙寺園墓の古歌
 なるなり代村延命をあるとあるなり地ありはまなりと此寺
 ありと本多忠純城より付あり寺入替りせむといひ傳へ
 るなり 松本一 活
 門前割れハ豊長右左衛門の賜ひ也 楓軒翁云龍波廣末よりあり右衛門 小山田氏の村よりなり

禁制

下野国

大中寺

一 軍勢甲乙人多礼防狼藉云々

一 放火云々

一 對地下人百姓非とてしを云々

ちい糸々望令ほ心死若おを犯し案忽

うう受處科去也

二十八年三月日 市井下

一 通友家の墓云々

玲瓏院殿浄鑑大士居

右傍二天正十八天
左傍二六月二十三日

圓明院殿照月

居 文禄三
年正月十八日

管窺武鑑第八攻落武列八王子城事ノ條ニ曰武

列八王子城主北条陸奥守氏輝ハ小田原ニ在八

王子城ニハ家老横地監物初名典三郎狩野一菴本名小幡并近

藤出羽守其外人数多守之景勝利家両大将六月

廿二日被押寄利家ハ氏邦ヲ相具シ其家老横地

左近ヲ案内者トス景勝ハ大道寺ヲ案内者トス

両大将八王子ノ山下横山ト云所迄取詰明日城

ヲ攻ント被相觸板横地左近方ヨリ弟ノ横地監

物ニ小幡一菴両城代方へ申入サスル其程様子

ハ小田原既ニ及滅亡氏政公ヲ始陸奥守殿以下
モ悉依降参氏邦モ後道無勝利事ヲ思ヒ萬卒ヲ
助ル為ニ城ヲ渡シ今此軍門ニアリ其外大道寺
駿河守ヲ初北条家之城々皆降参セリ各モ陸奥
守殿降参ノ上ハ城被相渡可然候於違義ハ還而
陸奥守殿御身上モ如何ニ候上杉羽柴ノ兩將如
此被申候氏邦モ右之通申遣候ヘトノ義ニ候間
御評議迄有間鋪候ト申入城代兩人ヨリ返事ニ
仰忝候得共我々莫陸奥守此城ヲ被預置諸負罷
在候各降参セラレ候トテムケト可渡此城覺

悟無之候命ヲ惜ミ侍道ヲ捨候ハ、城ヲ不預義
也預ル程ニテハ城ヲ枕ト相寃ル今各臆病人ノ
申事ヲ誠ト思ヒ城ヲ渡シ若詐ニテ其方ノ行テ
乘リ候ハ、弓ヲ踏折自害シテ惡名ハ死後ニ及
テ先祖ノ名ヲ汚サニ事勿体ナシ臆病ノ各ノ被
申義實ト不存候陸奥守ヨリ城ヲ渡シ候ヘト直
筆来ラハ城ヲ渡ヘシ左モナクハ我々首ト共ニ
城ヲ渡シ可申候叔又各諸人ヲ助ル慈悲心ニテ
被渡候由我々者慈悲後世モ不入武士ノ義理ヲ
不違様ニト計リ存候大上上下下共ニ主恩ヲ得テ

武士ヲ立ル者ハ命ヲ可惜様無之ソコヲ達テ遁
レヨト申セハ義ヲ失ヒ虚名ヲ蒙シ事迷惑也ト
還而歎キ候ヘハ當城ノ諸人ハ各ノ如キ義理ノ
違ヒタル臆病ハ無之候ト惡口ノ返事也因茲六
月廿三日北国兩大将ハ八王子城被相攻大手ヘ
ハ利家印刻被向先衆矢初アリ搦手ヘハ景勝被
向然ニ藤田能登守被官ニ八王子ノ者二三人有
之内ニ平井無邊ト申者此城ノ案内ヲ能知リ東
方谷間水ノ手ノ道ヲ傳ヒ三九一菴曲輪ヘ押上
ル道アル由ヲ藤田聞テ透波ヲ用ヒ存候ヲ遣シ

不危儀ヲ知テ平井ニ案内サセ藤田備ヲ押上ル
搦手口ヘハ安田上総ハ備ヲ以テ一番ニ攻懸ル
大手利家衆ヘハ城將横地監物二百騎計門ヲ関
テ突テ出加賀無ヲ突崩ス
此時ハ王子士一番鎧ヲ合セテ高名
仕タル山本玄太郎左門當案内ニ在然
ハ藤田備共二步二十リ無難ニ押上リ逆茂木ヲ
引倒シ関ヲ作り攻懸ル小幡一菴坂口ニテ防候
時案内者ノ平井無邊一番二人ヲ撃夫ヨリ入替
々々攻破敵崩レテ一菴屋鋪ヘ逃入味方之ヲ追テ
入暫攻合ノ内藤田相備ノ甘數備後守一菴屋鋪
ノ後ヘ火ヲ懸焼立テ切入故一菴并近藤出羽守

等皆討死也然ル可へ搦手表口ノ方ヨリ越後勢
各攻懸衆入^云中上杉家へ討取首數難兵合三百
七拾三之内能首ヲ撰テ廿一^中皆首桶ニ入首帳
ヲ相添廿三日申刻小田原へ遣ス也^中小幡一菴
子狩野主膳中山勘解由子助六此者共小田原滅
後 權現様被召出頃年中山勘解由ハ此助六也
今茅水戸ニ罷在中山備正又備前守也
一 楓軒翁曰烈祖成績曰武列八王子城主氏照在小
田原使横地監物守子城中山家範守中郭近藤出
羽介守下營利家景勝攻之城兵堅守進攻山下營

破之出羽介戰死

年譜創業記秀吉
家譜松栄記事

某

近藤出羽守
仕北条氏照

某

喜左門

重道

出羽左門

女子三人

水府系纂云近藤喜左門某父ヲ出羽介ト云八王子ニ住メ北条氏照ニ
仕テ天正十八年庚戌六月八王子籠城ノ時本九ノ城代トナル太閤記北条家
滅亡ノ後浪人トナリテ終ル喜左門元和年中中山傳吉ヲ汲引ヲ以テ
威公ニ奉仕ス三百石ヲ賜フ^中寛文三年癸卯十月十四日致仕シ四年甲辰三月
十一日死ス出羽左門重道初名十兵衛又喜左門父隱居家督ヲ継三百石ヲ賜
フ^中元禄三年庚午正月二十二日死ス六十二歳^中男^中子無ノ断絶ス

一本多忠純墓 九輪大石塔婆也玉垣圍之

前善伯大居士

寛永八年梓
十二月十六日

碑文
下野國都賀郡東水代榎本郷古城主前隅州太守
長嵩善伯大居士奏還郷曲宗寛永八年辛未十二月
十三日也靈塔四序猶還重月連年迨^中百歲被侵

武子八千石

野別様本
本多太閤忠純

但受長十年田銀二万石元和五年野別皆門領より

八千石

寛永九年

同日

同 太閤忠純

日千九十年

同日

同 太子代

日千七十年五月十一日 辛未年五月十一日

一 江城幸路云寛永八年十二月十一日太閤忠純より
系々如前太閤忠純より
日頃おかしき人より少一の知りしも家系相成敗り付

と却るに城実りし創儀より太閤忠純より
よりより中へ主秋田より日に死す

一 小山家の古墳よりなる物も少くなく誰とも知ることあり
はるまきあり同日よりなり

春庭院殿善發清香大居士

如新形付るものより年月日も
なりある事少くもわかれなり

一 焼失によりしる文書

大甲寺若任信公様所

雲白二相

寺社分修後

大甲寺へ領ふ

後続信云を重

水代以辰中

くふふふ

上新書言進ふ

九月廿一日 南唐書

狀如

弘治二年正月

不許家下

結城左衛門信友

聖宗

在太中寺。銘去年如新。不
才終。亦不別。以老。上。於。自
今。以。後。軍。勢。早。乙。人。本
豐。如。狼。藉。皆。上。信。軍。但

近鄉者或之他處為地新
五入之何時之打散之作
仍此件

弘治二年
虎ノ朱印ナリ
西十月十六日

虎ノ朱印ナリ

堅紙

卷中
考衣褲衣下

橫切紙

苗寺傾下野國津
泉孔内為水代郷

尚孝領下野國仲泉
虎內西水代軍事任
甘棠渡皮沙流利也

事於心源之不可
相遠下之不可

大龜二
十月廿五日 歐氏

寒白武州

寺之清乃能上清村
素中

佛寺於寺到

五下寺水宿人即

相輝日消与改在可

以後不可相遠雖中
一不不不也止於此

大文廿二歲

二月廿五日 梅武氏

二月朔日 高相花

大寺寺

侍司

此外小山家
歷代花押
空無物
表吳一
花七一

景不思成屬其意
何處還都其意
之上寺達下寺
也相遠為深在屬
以上中寺寺

曹洞流

禪宗

同金杉本
本覺寺末

大山

總德寺

寺記畧曰昔於當西水代村號廣慧寺臨濟宗之古刹也開基不可考後革為曹洞目總德大朝宗賀禪師已前未聞其傳以大朝稱開山大永六丙戌五月十三日去不知喉噴二世象天宗磋和尚道價達後奈良院叡聞大永二年十一月十二日特賜生禪師號並勅書存至今矣自為洞家以來越前宅良慈眼寺之末三代大道宗閻和尚從西水代移來此地境內除官租未知何代所施慶長十三年伊奈備前守檢因郡之時仍舊貫不沒寺田賜免官租畧

寬保壬戌七月

總持寺初住

閑禪默然謹記

一附卷乃勅書

勅

嵩呼萬歲々々萬々歲仰惟象天宗磋和尚闡紉固之絕境移祇園名基一作法門之領袖為梵刹紀綱禪者汲道元宗派德者挑天真遺風吞面壁心月光舉揚開眼胷天寬檀信孫技大椿千子業松萬歲此翁元來江為本文成七步季為之林常遠馳仍賜激性禪師也

大永二年十一月廿三日

曹洞 戸澤草
祥宗 二月末末

光孝山

觀雲寺 世云庵主信寺

一
 宗泰辛卯年祥宗と目録信師天助と有。成左とて世所
 一移りてわね天助とて今に観雲寺に於て一門ありて或人
 といふ。一寺に普化信寺海内に九十二寺あり。内中野田内
 あり。十九寺あり。まて之を所へ。八の末別とて世に此寺
 たり。一寺に普化信師の像と珍のまうりて。八の末別とて世に
 一寺に居たり。一寺のまうりて。八の末別とて世に
 師の像のまうりて。八の末別とて世に

さねりしや

一 名を信師とて世に信師とて世に

横物

二 文信とて

中とて付別

成とて付別

如所

高福とて

東

横物とて有

石姓清々所願也
聖物

有友右致敵之人討敵之者
威風凜凜向後世移骨忠節可
及之保保之如伴
天長元年八月十日

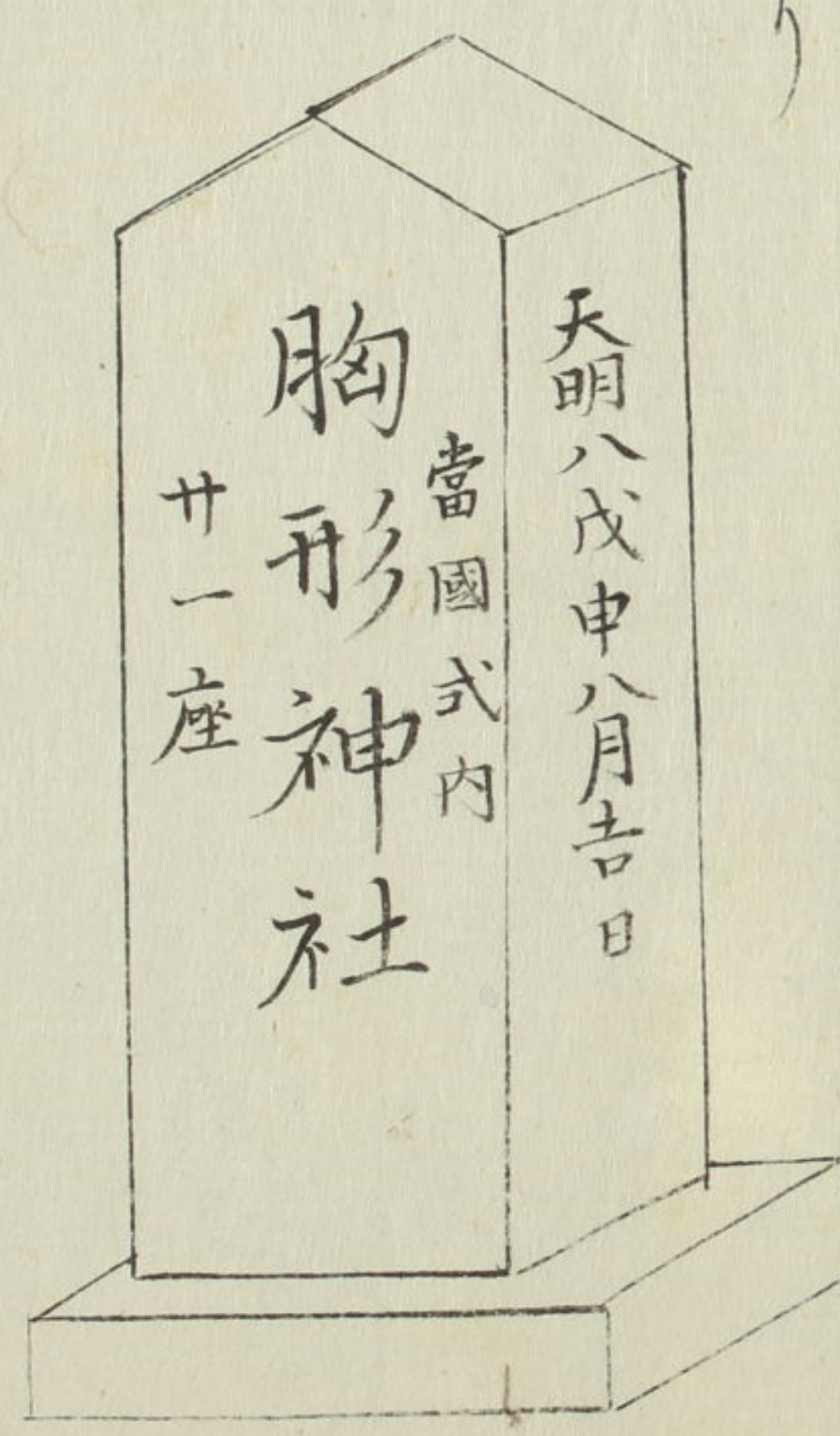
秀綱

思次平右馬

同國室川郡
倭名鈔佐
無加波

一胸形大明神社一字
安永神名帳室川郡
のうちあ入り

多居の例示石建より



別當

新義志玄宗

日村龍樹寺

サ多王山

第一宮卜申シ奉ルハ御名ハ田^メ心^{コリ}姫卜申奉テ田

モ建立シ神領ヲモア一々所寄附シ給フ也大政
大臣藤原忠平公ハ了十カ午ニ此御神ヲ尊敬シ
王ヒ此御神ト現ニ物語十トセサセ玉ヒ御神位
ヲモ申シマサセ給ヒタル由世継ノ物語ニハ書
ケリ足利尊氏將軍筑紫ニ漂シ玉ヒシ時先ツ宗
像ニ至リ此御神ニ祈誓ヲ立玉ヘハマノアタリ
尸ヤシキ御告アリテ宗像大宮司氏後大勢ニテ
御味方ニ参リ多々良濱ノ一戦ニ打勝遂ニ天下
ヲ得玉ヒ又夫ヨリ今ニ至ル迄神明不測ノ靈徳
仰ケハ弥高天原ノ愛^メ度^タカリケル御神也又日筑

前名寄下卷ニ宗像郡大嶋北嶋に天照右神の神女
宗像のミコトらの娘神の内ミコトらの神ミコトらと
日本記神代のもじ^{ナカツミヤ}中瀛^{ナカツミヤ}ミコトらとミコトらと
夫本集ミコトらとミコトらの神ミコトらと
多のむミコトらとミコトらの神ミコトらと

細戸村 小山底

一正一位細戸大明神社一字

神ミ
久樂持甲斐

里人云縁記より同字中の効清ありて天照右神令と

武家評林系圖

攝政兼家公二男道家公四代後胤

宗綱

八田權守

右大將賴朝卿ヨリ朝光カ母ニ賜下野国寒川郡細戸郷是
賴朝卿母ヲ知シ呂ス付テ右若身ヲ思召シ付テ依有大功所賜也

知家

八田右門尉從五位下宗綱二男

女

右大將賴朝卿乳母

小山下野大掾政光妻小山小太郎綱光母

古今類聚常陸國誌云小田故城在筑波郡藤原知

家考舊記

新編纂國東鑑太平記源平盛衰記
嘉吉記小田氏系譜及古老傳説等書

知家先與宇都宮同

祖宇都宮宗綱有二子長云朝綱是宇都宮氏祖也

次云知家號八田氏仕源賴朝有寵食邑常陸國筑

波郡小田地為小田氏

下
下野小田氏村名之石塚家少々の傳
畧
説少い南村又移りてゐる同小田氏

村は居もてなく常陸の小山田の地
今も知家村と云ふ所ありと云々

一村長須田氏

半長

所藏記録云下野国寒川郡細戸

上野十郎藤原朝村者鎮守府將軍秀郷六代後胤

太田太郎行武子小山下野大掾政光三男結城上

野公朝光弟四子也幼而好學六韜三畧最通習焉

長而受母讓安民於細戸郷準父祖之志躬屬於鑑

倉而有名于弓馬及蹴鞠矣歷仁之度隨將軍賴經

上洛而生射小鳥不顯弓術使衆驚歎之云其子下

總守長廣生太郎兵庫長光長光生七郎兵部重朝

迄于此全領郡保城不慮大正之度潛聞北條家臣

松田尾張守荷^ア甲^ラ之兵衆多^シ而襲^ト之意乃集^メ群臣告^ス
曰自古寡不敵衆孤亦用^テ萬全之計使免^レ民水火之
難卒爾出城以空^シ客臣家其仁誰憐焉而後其宮内
村住^シ令耕^サ其城地薄言食^ス之村住卒其胤珍^ヌ矣嗚呼
家門之興廢其天哉其命哉朝村者雖以^テ文和四年
乙未八月二日卒其臣胤十一二今猶存^ス於細戸郷
此記源賴朝公之事云云其月あり歴行より後を以て之の文和四年といふ事なり
凡百年に當りて年暦あり又文和四年の同或百年に當りて之を後代に當りていふ
を以て之を後代に當りていふ事なり

時宗 孫は朝村者

結城山

一
祢念寺

寺記曰當寺閤基 人皇九十一代伏見院御宇永
仁五年丁酉十月遊行二祖他阿真教上人當國御
化導之砌當寺御建立則御弟子師阿弥陀佛直道
和上江住職御讓上人當寺建立御年六拾三時也
此時鎌倉將軍八代文明親王之時也執權北條相
模守貞時此節領主結城五代之祖左工門尉源貞
廣禰念寺閤基細戸十郎朝村 下畧
一
古石塔婆二基多^ク也

文和四乙未八月二日

崇運院殿底阿月漢大居士

康和三甲申年

貞性院殿皓覺妙圓大姊

朝村主母の墓中へといふ傳へあり

都賀郡と記

下宮村

西平庄

根下江

富田願

谷中江

渡り

市柳と清苗字殿

鴻巣河洲の時世者先祖中絶ありて金浦地を所或及之敵
歩と相き而歩成此と傳へて文所抄ありと云今程赤蓮川

家古河沢通りと度毎に麻と下あり成帯一洋濁と

して出る常例と相成洲の渡水化とありて換とあり

新造僧後にもに都賀の郡拾と村におけせとあり

ありといふ此等物と或と物に少年とあり相に此村とあり

移ひ物とあり橋者より洞へ渡りて道と事むといふ今も

目とあり

判物古文書抄傳へりて都賀と通

西渡船行の

西渡船走の

儀傳と上りあり

付る下渡りあり

お預當者也と云

西渡島一と人あり

安部忠也仍也

西八月廿日



安部忠也

安部忠也仍也

件

西五月廿日



安部忠也

野原田池

但中安部忠也

初より者也

て走とめ

花押ハ上より下
一ノ字ハ人の字
一ノ字ハ人の字
一ノ字ハ人の字

此之通も判返一書あり

黒印

此名横書
未考

目

酉年

五月廿一日

安部忠也

安部忠也仍也
安部忠也仍也
安部忠也仍也

切紙

安部忠也仍也

安部忠也仍也

評定所名を也
 檣極を以て仕る
 外ふて看るに於て
 付るる方なる如し
 能く分別せしむる
 所ありしなり

十月廿四日
 院張

後呂神楽初記
 非出脚八但るるるるるる



卯月廿五日

聖物
 かゝるの後や上りしなり
 熟く下るるなり調成り
 了り外にすへるなり
 法度破るるなり
 ありしなり也

卯大キサ一寸八分四方

古河志卷之下
 乾終

2125

